

米子市告示第 2 0 1 号

米子市上下水道局告示第 3 5 号

令和 8 年度及び令和 9 年度における物品、役務等の指名競争入札の参加資格等について

令和 8 年度及び令和 9 年度において市及び市上下水道局が発注する製造の請負、物品の売買及び修理、役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタントの業務に係るものを除く。）並びに物品の賃貸の指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）、当該入札参加資格に係る審査（以下「資格審査」という。）の申請手続等について、次のとおり定めたので告示する。

令和 7 年 1 1 月 1 8 日

米子市長 伊 木 隆 司
米子市上下水道事業管理者
上下水道局長 下 関 浩 次

1 入札参加資格

入札参加資格は、次に掲げる事項を総合勘案して行った審査の結果に基づき定めた資格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する同令第 1 6 7 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しないこと。
- (2) 資格審査の申請時までの営業年数
- (3) 資格審査の申請時の直前の営業年度に係る決算における 1 年間の売上額
- (4) 資格審査の申請時における従業員の数

(5) 資本額

(6) 次に掲げる徴収金について滞納がないこと。

ア 米子市の市税、保育料、市営住宅家賃その他市営住宅に係る納付金、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料

イ 米子市の水道料金、下水道使用料、下水道特別使用分担金、下水道事業受益者負担金、淀江町公共下水道事業負担金、農業集落排水施設使用料、農業集落排水事業分担金及び汚水処理場使用料

ウ 消費税及び地方消費税

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

(8) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていないこと。

2 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、指名競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、これらを市長及び上下水道事業管理者に提出しなければならない。

(1) 物品・役務等入札参加資格申請書類一覧表（様式第2号）

(2) 経営経歴書（様式第3号）

(3) 取扱品目（様式第4号）

(4) 使用印鑑届（様式第5号）

(5) 委任状（様式第6号。年間を通じて委任する場合に限る。）

(6) 市税等同意書兼誓約書（様式第7号）

(7) 役員等調書兼照会承諾書（様式第8号）

(8) 特約店証明書若しくは代理店証明書又はこれらの写し

(9) 決算書（資格審査の申請時の直前の営業年度に係るもの）の写し

(10) 法人にあっては、商業登記簿の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し

- (11) 営業に関し許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていることを証する書面の写し
- (12) 消費税及び地方消費税の納税証明書（申請日前３か月以内に発行されたものに限る。）又はその写し
- (13) 個人にあつては、当該個人の成年被後見人及び破産者に係る本籍地における市町村長（特別区の長を含む。）の証明書（申請日前３か月以内に発行されたものに限る。）

3 資格審査の申請期間

令和７年１２月１日（月）から令和８年１月３０日（金）まで（米子市の休日を定める条例（平成１７年米子市条例第４号）第２条第１項に規定する市の休日を除く。）とする。ただし、市長及び上下水道事業管理者が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

4 資格の有効期限

令和９年度における入札参加資格の有効期限は、令和１０年３月３１日とする。ただし、当該入札参加資格を付与された者が次の(1)から(3)までに掲げる事由に該当する場合には、それぞれ(1)から(3)までに定める日とする。

- (1) １(1)及び(6)から(8)までに掲げる要件のいずれかに該当しないこととなったとき。市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (2) 当該入札参加資格に係る事業を継続していないとき。市長又は上下水道事業管理者が当該事実を確認した日の前日
- (3) 令和１０年度における入札参加資格が決定されないとき。当該決定の日の前日